

# 朝霞地区一部事務組合だより

## 平成29年度決算の概要

歳入決算額は、予算現額54億4千375万3千円に対し、収入済額54億6千175万9千400円で100・3%の収入率となっています。

歳出決算額は、予算現額54億4千375万3千円に対し、支出済額52億6千102万1千930円で96・6%の執行率となっています。

障害者支援施設すわ緑風園の運営に3億5千96万8千307円を、し尿処理場の運営や新たな施設の建設に3億4千143万9千196円を支出しました。

また、埼玉県南西部消防本部の業務運営費や施設設備の整備に43億7千595万2千846円を支出しました。

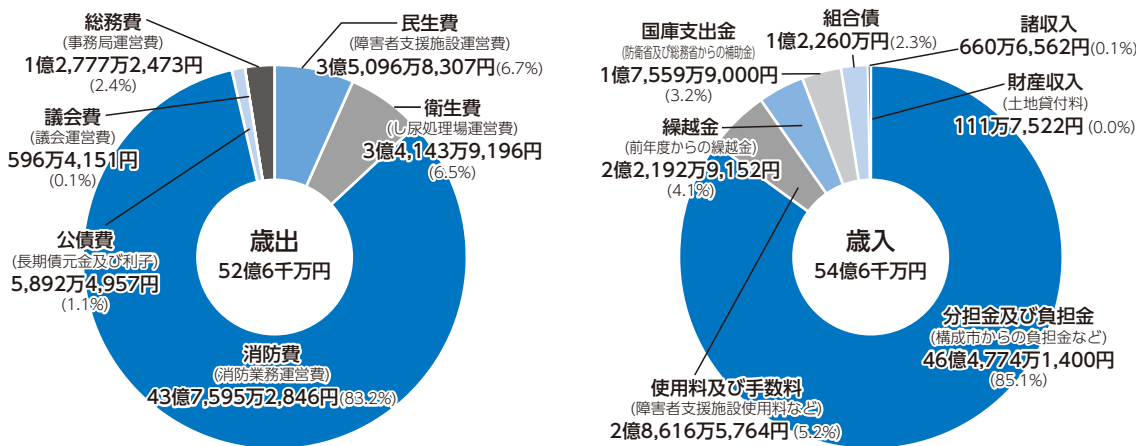
### 市民一人あたりに使われたお金

…1万1千401円

(注)平成29年10月1日現在の構成市の住民基本台帳人口46万1千438人で算出

問合せ 事務局総務課

☎048(461)2415



(注)表示桁数未満の端数を調整しているため、合計や割合が合わない場合があります。

### セルフスタンドで安全に給油しましょう

セルフスタンドには、危険物の取扱い経験や知識のない人でも操作できるような安全対策が講じられていますが、誤った操作により事故につながる恐れがあります。ガソリンの取扱いは十分注意しましょう。

①給油中はエンジンを停止し、ライター、たばこなどの火気は使用しない

②静電気による火災防止

ガソリンは、気温が氷点下40度でも気化し、静電気でも引火します。

③継ぎ足し給油をしない

継ぎ足し給油をすると満量時の自動停止機能が正常に作動せず、吹きこぼれの原因となる場合があります。

④給油後はノズルを握らない

給油後にノズルを握ってしまい、目や体にかかる事故が発生してしまいます。

⑤ガソリンを携行缶に自分で詰め替えない

セルフスタンドでは、ユーザー自身がガソリンを容器に詰め替えることはできません。容器に詰め替える場

合は、従業員に依頼しましょう。

⑥停車枠に停車する

停車枠内に停車しないと、万が一、火災が発生した時に消火設備が有効に機能しない場合があります。

問合せ 消防本部予防課

☎048(460)0121

### 救急車適正利用啓発ポスター図画決定

今年度は178点の応募があり、最優秀賞に朝霞西高等学校2年の小嶋菜南子さん、特別賞(朝霞地区医師会長賞)に朝霞第二中学校3年の大野晴喜さん、消防長賞に朝霞地区医師会立朝霞看護学校1年の鈴木京子さんの作品が選ばれました。最優秀作品の図画は、ポスターとして印刷し、管内の医療機関及び公共施設に掲示しています。



▲最優秀賞作品

### 救急に関する標語の決定

「勇気行動その手で救命……」

今年度の最優秀作品として志木市在住の石田緑さんの作品が選ばれました。

問合せ 消防本部救急課

☎048(460)0124

## 飲食店などにおける消火器具の設置基準が改正されました

平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市大規模火災の教訓を踏まえ、消防法施行令が改正され、小規模な飲食店に対する「消火器具」の設置義務の範囲が拡大されました。

**施行期日** 平成31年10月1日から

**改正内容** 消火器具を設置しなければならぬ防火対象物として、延べ面積が150平方メートル未満の飲食店のうち、火を使用する設備または器具(防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く)を設けたものが追加されます。

**防火上有効な措置** 次の「火を消す装置」を設けた場合は消火器具の設置義務はありません。

### ①調理油過熱防止装置

鍋などの過度な温度上昇を検知して自動的にガスの供給を停止させるもの。

### ②自動消火装置

厨房設備における温度上昇を感知して自動的に消火薬剤を放射するもの。

③その他の危険な状態の発生防止及び発生時に被害を軽減する安全機能をもつ装置

例・圧力感知安全装置

▼立ち消え安全装置は火を消す装置にはならないので、ご注意ください。

**消火器具の点検について** 消火器具の設置が義務付けられた飲食店については、維持管理のため、消火器具の点検と消防署に点検の結果報告もあわせて義務付けとなります。

ご自身で点検する場合は、総務省消防庁のホームページをご確認ください。

**問合せ** 消防本部予防課

☎048(460)0121

### 埼玉県救急電話相談

埼玉県では全国共通ダイヤル#7119を導入し、救急電話相談を実施しています。大人や子どもの急な病気やけがに関して、看護師の相談員が医療機関を受診すべきかどうかなどをアドバイスしますので、判断に迷った時はお気軽に電話してください。

**相談時間** 24時間365日

**全国共通ダイヤル** #7119

**電話番号** 048(824)4199

▼ダイヤル回線、IP電話、PHSをご利用の場合は、電話番号から

**利用上のお願** この電話相談は医療行為ではなく、電話でのアドバイス

により、相談者の判断の参考としていただくものですので、あらかじめご理解のうえ、利用してください。

**問合せ** 県医療整備課

☎048(830)3559

### NET119緊急通報システム

「NET119」は、音声による119番通報が困難な人を対象とした新しい緊急通報システムです。スマートフォン・携帯電話の画面操作だけで消防車や救急車を簡単に呼ぶことができます。

システムの詳しい内容や登録方法は、消防本部ホームページをご覧ください。

**対象者** 市内に在住、在勤または、在学している人で、音声による119番通報が困難な人

**利用開始方法** 消防本部に申請が必要です。

**問合せ** 消防本部指令統括課

☎048(460)0123

FAX048(460)0125

### 火災・病院案内

管内での火災発生状況、休日・夜間などに診療を行っている医療機関(管内・近隣含む)の診療状況を音声ガイダンスにより案内しています。

なお、医療機関を受診される人は、直接病院に電話連絡のうえ、受診してください。

**専用ダイヤル** ☎048(461)8181

**問合せ** 消防本部指令統括課

☎048(460)0123

### ホームページ有料広告募集

**掲載できる人** 原則、志木市・朝霞市・和光市・新座市内に事業所などを有する人

**申込方法** 朝霞地区一部事務組合ホームページにある申込書に必要事項を記入のうえ、営業証明書及び広告の版下原稿を添えてお問い合わせください。

**掲載の決定** 申込受付後、内容を審査のうえ、掲載の可否を決定し、申込者に通知します。詳しくは、朝霞地区一部事務組合ホームページをご覧ください。

**問合せ** 事務局総務課  
☎048(461)2415

### 平成31・32年度入札等参加資格審査申請の受付

朝霞地区一部事務組合が発注する事業の入札などに参加するための資格審査申請の受付を行います。

**受付期間** 平成31年2月1日(金)～15日(金)(土・日曜日、祝休日を除く、9時～11時45分、13時～17時)

**受付場所** 朝霞地区一部事務組合

▼提出書類などの詳細は、朝霞地区一部事務組合ホームページをご覧ください。

**問合せ** 事務局総務課

☎048(461)2415

朝霞地区一部事務組合は、志木・朝霞・和光・新座市の4市で構成され、し尿処理場、障害者支援施設すわ緑風園、県南西部消防本部の業務を共同で行っています。

#### ■朝霞地区一部事務組合 事務局

朝霞市溝沼1-2-27 ☎048(461)2415

HP <https://www.kennanseibu119.jp/>

#### ■埼玉県南西部消防本部

朝霞市溝沼1-2-27 ☎048(460)0119

HP <https://www.kennanseibu119.jp/firedepartment/>